

フォークリフト運転技能講習修了者対象



フォークリフト運転従事者 安全衛生教育 開催のご案内

主催 一般社団法人 名北労働基準協会

<ご案内>

フォークリフトの運転業務につきましては、労働安全衛生法第61条により技能講習修了者を就業させなければなりません。

また、厚生労働省より「危険又は有害な業務に現に就いているものに対する安全衛生教育に関する指針」が公示され、事業者はこの指針に基づき、フォークリフト運転業務に従事する者について、労働環境の変化に対応しつつ安全衛生水準の向上を図るため、一定期間（概ね5年）ごとに安全教育を実施するよう指示されています。

そこで、今般下記のとおり、フォークリフト運転従事者の方を対象に安全衛生教育を開催いたしますので対象者の方々に多数ご参加いただきますようご案内いたします。

<日 時> 令和 8年 10月 23日（金）
9時30分～16時50分

<会 場> 小牧勤労センター 3階 大研修室
*収容人数99名の会場です。
愛知県小牧市上末2233-2
(無料駐車場あり)

<講習内容>

1. 最近のフォークリフトの特徴
2. フォークリフトの取扱いと保守
3. 災害事例および関係法令

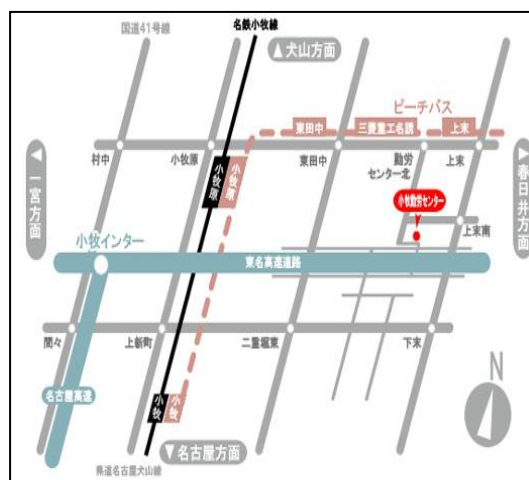
<その他> 講習修了者には「修了証」を交付します。

※法令等で定められた講習時間、内容を受講することが修了証交付の要件です。

<申込要領>

対 象 フォークリフト運転技能講習修了者
定 員 50名（定員になり次第締め切ります）
会 費 会員：10,000円 非会員：13,330円
(資料代・昼食代・消費税を含みます。)

会場略図



※お申し込み時にフォークリフト運転技能講習修了証のコピーを必ず添付してください。

